

平成28年10月31日

各部、室、局、課、所の長
行政機関、公の施設の長 様
議会、各委員会、委員の事務局長

財 政 部 長

平成29年度予算編成方針について

このことについて、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第4条の規定に基づき、次により通知します。

記

1 経済状況と国及び県の動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2016」の中で、日本経済の現状を、雇用・所得環境の改善などによって日本経済が経済再生・デフレ脱却に向けて大きく前進しているとしながらも、国際金融情勢の変動など世界経済の不透明感が増していることや、国内における個人消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続くなど、様々な課題があるとの認識を示しました。

それを踏まえたうえで、「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2年半延期するとともに、2020（平成32）年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとしました。このため、人口減少や少子高齢化という構造的課題への取り組みや、600兆円経済の実現に向けて成長戦略の進化・実現など、「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016」等を踏まえた各種施策の展開を図ることとしたところです。

国の平成29年度当初予算では、この方針を踏まえ、前年の「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされました。

また、岩手県においては、平成29年度当初予算の編成にあたって、東日本大震災津波からの復旧・復興に係る事業を引き続き優先するとともに、全ての事務事業を精査し、「いわて県民計画」に掲げる「希望郷いわて」の実現に向けた施策を着実に推進する方針を示しました。

2 当市の財政状況及び財政見通し

平成27年度の一般会計決算については単年度黒字を確保し、財政調整基金の年度末残高も約103億円と、2年連続で100億円を超えることとなりました。しかし一方では、従来より90%を超える高い水準にあった経常収支比率が、前年度に比べて1.4ポイント増の94.6%となるなど、新規事業や投資的経費などの臨時的な財政需要に対応できない硬直化した財政構造となっています。

現時点で試算した平成29年度の財政見通しについては、歳入では、市税はほぼ同水準の額が見込まれますが、地方交付税については、総務省の概算要求時の試算の前年比マイナス4.4%に加え、合併に係る特例措置の更なる縮減が行われます。また、歳出では、社会保障関係経費の自然増や、公共施設保有最適化・長寿命化計画事業の本格実施などにより、国体終了に伴う関係経費の縮減はあるものの、歳入歳出の差引による一般財源の総計では数億円規模の収支不足が見込まれています。

3 予算編成の基本的な考え方

平成29年度の当初予算編成に当たっては、市の財政を取り巻く状況を踏まえ、限られた財源を最大限友好に活用しながら、市民生活に必要なサービス水準を保ちつつ、人口減少対策など市が抱える喫緊の課題に対応するため、子育て環境の充実や交流人口の増加、農商工観光連携の促進、雇用創出などに取り組む、戦略プロジェクト事業への予算を重点化することとします。

また併せて、昨年度に引き続き、財政課による予算査定方式により事業費の総点検（再精査）を行い、適正な事業経費の予算化を図ることとします。

限られた財源の中で、効率的かつ効果的に事業を推進するためには、職員自らが主体的に事業の優先度を考え、徹底した無駄の排除を行うとともに、事業間の連携を図ることによって効果を更に高めていく必要があります。

予算要求に当たってはこのことを念頭に置き、市行財政の現状や時勢を十分認識するとともに、次に掲げる事項及び別紙「予算見積要領」に留意し、単に慣習・慣例による予算要求とせず、各部等の長を中心に総合的な調整を図り、編成作業に取り組まれるようお願いいたします。

(1) 予算要求上限額の遵守

事務事業別の予算見積りについては、昨年度に引き続き部局別に一般財源ベースの予算要求上限額を示すので、その上限額以内で要求を行うこと。

特に、一般経費については、前年度当初予算における一般財源総額を、予算要求における所要一般財源の上限額とするので、遵守されたい。

なお、もりおか元気応援寄附金（ふるさと納税）は、10月31日現在で集計を行い、上記予算要求上限額とは別に、各応援メニューの所管部毎に配分するので、有効活用すること。

(2) 歳入の確保

市税及び税外収入の適正な賦課，収納率の向上に努めることはもとより，市税等の自主財源の大幅な伸びが期待できない現在の経済状況下において安定的な財政運営を行うには，国庫・県補助金等を積極的に活用しつつ，未利用土地及び処分可能土地の利用及び処分，ネーミングライツや広告料収入の拡大，将来の財政負担を見据えた市債発行などを行う必要がある。

事業を実施するためには，その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら，事業の構築にあっては歳入の確保を念頭に置くよう努めること。

(3) 歳出の削減

厳しい財政状況の下，限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図る必要があることから，事業目的が達成されたものや事業効果が低いと判断される既存事業は，積極的に廃止又は縮小を行い，事務事業の再構築（ビルド&スクラップ）を図ること。

個々の経費についても従来の予算計上にとらわれずに，ゼロベースで見直しを行うこと。その結果，継続が必要と判断した経費であっても，不用額を含む平成27年度の決算状況を分析し，真に必要な金額の見直しを行うこと。また，引き続き経常経費等の削減及び建設工事等のコスト削減に努めること。

(4) 国・県の施策動向への対応

地方行財政に関する制度の見直しや，国が「基本方針2016」「ニッポン一億総活躍プラン」「日本再興戦略2016」等を踏まえた諸課題に対応するため措置する「新しい日本のための優先課題推進枠」等を含め，国や県の施策動向，諸制度の改廃状況等を的確に把握し，制度改正等が明らかになったものについては，可能な限り当初予算に反映させるとともに，財政面で有利な財源を活用するなど，適切な対応を図ること。

さらに，国の経済対策など有利な財源を活用する際には，短期間での事業の組み立てが必要となるため，スピード感を持った対応ができるよう日頃から検討を行っておくこと。